

# 宮城県公報

目次

○宮城県県税条例の一部を改正する条例

(税務課)一

ページ

## 条 例

宮城県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県条例第五十二号  
宮城県県税条例の一部を改正する条例

宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。  
附則第十条第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。